公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 専任職員給与算定・適用基準

平成24年04月01日 制定

この法人の専任職員の給与算定及び等級・号俸の適用に必要な基準を次のとおり定める。

1 級別標準職務表

種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	備考
事務職員	主事	主事	課長	課長	部長	部長	事務局	事務	職位は夫々相
			補佐		補佐		次長	局長	当職務を表す

2 初任給基準表

種別	高卒	短大卒	4大卒	備考
事務職員	1級5号俸	1級15号俸	1級25号俸	経験年数に応じ号俸を加算する

[※]加算号俸数は次の計算式で算出する。

加算号俸数=経験年数の月数(下表3の1)+2)の月数)÷12カ月(1未満の端数切捨)×4

3 経験年数換算表

1)職歴:A~Fの区分に従い経験年数換算する。

種別	経	換算率		備考	
			1.常勤	2.非常勤	
事務職員	国家公務員、地方公務員、公共企業体、政府関係機	A.職員の職務と 類似する職務に 従事した期間	100/100	70/100	
	関、外国政府の職 員として在職し た期間	B.その他の期間	80/100	50/100	他の職員との均衡を 勘案し換算率を引き 上げることができる
	民間の企業、団体等の職員として在職した期間	C.職員の職務に その経験が直接 役立つと認めら れる職務に従事 した期間	100/100	70/100	
		D.その他の期間	80/100	50/100	他の職員との均衡を 勘案し換算率を引き 上げることができる
	その他の期間	E.技能、労務等の 職務に従事した 期間で、その経験 が職員の職務に 役立つと認めら れるもの	50/100	30/100	
		F.その他の期間	25/100		

※常勤とは専任職員・嘱託職員、非常勤とは非常勤職員・臨時職員・アルバイトをいう。派遣職員については、フルタイム勤務の場合は常勤として、パートタイム勤務の場合は非常勤として取り扱う。

2) 学歴: ①~⑤の区分に従い経験年数換算する。

種別	基準学歴(4大卒・短大卒・高卒)以後の学歴	換算率		
	①大学院修士課程・博士課程に在学した期間(正規の修学年数内。以下同じ)			
	②大学卒業後、他の大学に入学し在学した期間	100/100		
事務職員	③大学卒業後、他の短期大学・専修学校・各種学校に入学し在学した期間	50/100		
	④専修学校・短期大学卒業後、他の専修学校・短期大学・大学に入学し在学 した期間	100/100		
	⑤高等学校卒業後、各種学校・専修学校・短期大学・大学に入学し在学した 期間	100/100		

■初任給算定の際の加算号俸数の計算例

臨時の政府関係職員として社会調査業務に1年間従事した修士課程修了者の加算号俸数は「8」職歴換算月数「8カ月」=政府関係職員(臨時職員)としての在職期間(12カ月)÷換算率 (A-2.70/100)学歴換算月数「24カ月」=大学院修士課程に在学した期間(24カ月)÷換算率(100/100)加算号俸数計算式: $(8カ月+24カ月)\div12カ月=2.67$ 2 (1未満の端数切捨)×4=8

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。